

一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター定款

平成25年4月1日 制定施行

平成27年4月1日 一部改正施行

令和5年4月1日 一部改正施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンターと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を宮城県石巻市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を宮城県石巻市、宮城県東松島市及び宮城県牡鹿郡女川町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、石巻市内、東松島市内及び女川町内の中小企業に勤務する従業員及び事業主並びに石巻市内、東松島市内及び女川町内に居住する中小企業勤労者（以下「中小企業勤労者等」という。）に対して総合的な福祉事業を行うことにより、中小企業の振興及び地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 中小企業勤労者等の在職中の生活安定に係る事業
- (2) 中小企業勤労者等の健康の維持増進に係る事業
- (3) 中小企業勤労者等の老後生活の安定に係る事業
- (4) 中小企業勤労者等の自己啓発及び余暇活動に係る事業
- (5) 中小企業勤労者等の財産形成に係る事業
- (6) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として、評議員会において決議した財産は、この法人の基本財産とする。

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を要する。

(事業年度)

第6条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第7条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、代表理事が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第8条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置くとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第9条 この法人に評議員5名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第10条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

- 2 評議員を選任するときは、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次のアからカに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族

イ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ウ 当該評議員の使用人

エ イ又はウに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

オ ウ又はエに掲げる者の配偶者

カ イからエまでに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のアからエに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

ア 理事

イ 使用人

ウ 当該他の同一団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

エ 次の掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

（ア） 国の機関

（イ） 地方公共団体

（ウ） 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

（エ） 国立大学法人法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人又は同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人

（オ） 地方独立行政法人法第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人

（カ） 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第 4 条第 1 5 号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

（任期）

第 1 1 条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第 9 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（評議員に対する報酬等）

第 1 2 条 評議員は、無報酬とする。

2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第 5 章 評議員会

（構成）

第 1 3 条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 1 4 条 評議員会は、次の事項について決議する。

（1） 理事及び監事の選任並びに解任

（2） 理事及び監事の報酬等の額

（3） 評議員に対する報酬等の支給の基準

（4） 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認

（5） 定款の変更

（6） 残余財産の処分

（7） 基本財産の処分又は除外の承認

(8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
(開催)

第15条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度終了後3か月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第16条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 評議員会の議長は、出席した評議員のうちから選出する。

(決議)

第18条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程
- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第20条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第19条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 役員

(役員の設置)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上12名以内
- (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を代表理事とする。
- 3 代表理事以外の理事のうち、1名を業務執行理事とする。

(役員の選任)

第21条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選定する。

2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第25条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第26条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会において別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程による。

第7章 理事会

(構成)

第27条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、理事会で定めた理事が理事会を招集する。

(議長)

第30条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

- 2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故あるときは、理事会で定めた理事が議長となる。

(決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第31条の2 理事が理事会の議決の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の議決があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第33条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第10条についても適用する。

(解散)

第34条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第35条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第10章 事務局

(設置等)

第36条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 3 事務局長及び重要な職員は、代表理事が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、代表理事が理事会の決議により別に定める。

附 則（平成24年11月19日 理事会決議）

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第6条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、亀山紘、業務執行理事は、亀山伸一とする。
- 4 この法人の最初の評議員は後藤一史、渡部康正、及川茂男、佐藤明美、桂直之、丹野英夫、伊藤俊、加藤雅基、阿部正弘、武田信哉、山田廣康、青山貴博、小松龍哉、鈴木俊とする。
- 5 本定款に定めのない事項は、一般法人法その他の法令に従う。

附 則（平成27年2月13日 評議員会決議）

- 1 この定款の改正は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター評議員選定委員会運営規程（平成25年4月1日規程第1号）は、廃止する。

附 則（令和5年2月10日 評議員会決議）

この定款の改正は、令和5年4月1日から施行する。

一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター（理事・監事名簿）

（理事）

令和8年4月1日現在

番号	事業所名	理事職名	理事氏名	事業所所在地
1	石巻市	市長	さいとう まさみ 齋藤 正美	石巻市穀町14-1
2	石巻商工会議所	会頭	あおき やしま 青木 八州	石巻市中央2丁目9-18
3	東松島市	市長	あつみ いわお 渥美 巖	東松島市矢本字上河戸36-1
4	女川町	町長	すだ よしあき 須田 善明	牡鹿郡女川町女川1丁目1-1
5	石巻市牡鹿稲井商工会	会長	さいとう とみじ 齋藤 富嗣	石巻市鮎川浜大台37-2
6	株式会社堀尾製作所	代表取締役	ほりお まさひこ 堀尾 正彦	石巻市北村高地谷-21-2
7	石巻地方労働者福祉協議会	会長	かとう まさき 加藤 雅基	石巻市泉町2丁目5-26
8	東松島市商工会	会長	はしもと こういち 橋本 孝一	東松島市矢本字河戸7
9	石巻市	産業部長	なかむら つねお 中村 恒雄	石巻市穀町14-1
10	一般財団法人 石巻地区勤労者福祉 サービスセンター	前事務局長	さいとう ひでのり 齋藤 英紀	石巻市開成1-35

任期：令和8年度定時評議員会の終結の時まで

（監事）

番号	事業所名	監事職名	監事氏名	事業所所在地
1	東北労働金庫石巻支店	支店長	さとう えりこ 佐藤 恵里子	石巻市穀町16-6
2	石巻市	前会計管理者	すずき くみ 鈴木 公美	石巻市穀町14-1

任期：令和8年度定時評議員会の終結の時まで

一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター（評議員名簿）

（評議員）

令和 8 年 4 月 1 日現在

	事業所名	評議員職名	評議員氏名	事業所所在地
1	宮城ヤンマー株式会社	管理本部 総務部長	すがわら みつぐ 菅原 貢	石巻市松並 1 丁目 1 4－5
2	株式会社ナリサワ	営業部課長	かめやま かずや 亀山 和也	石巻市駅前北通り 2 丁目 1 2－2 7
3	宮城開発株式会社	事務員	おいかわ あけみ 及川 明美	石巻市向陽町 4 丁目 5－4
4	株式会社三陸河北新報社	常務取締役	おおみや やすゆき 大宮 康之	石巻市千石町 4－4 2
5	株式会社スイシン	総務部長	たんの ひでお 丹野 英夫	石巻市魚町 1 丁目 6－1
6	連合宮城石巻地域協議会	事務局長	たかはし ともあき 高瀬 智章	石巻市泉町 2 丁目 5－2 6
7	石巻魚市場株式会社	管理部 経理課長	たかはし くみ 高橋 久美	石巻市魚町 2 丁目 1 4
8	株式会社武田鉄工所	事務員	あべ きよみ 阿部 清美	石巻市鹿又字山下西 2 3
9	社会福祉法人 石巻市社会福祉協議会	総務課 主査	たかはし ゆうや 高橋 佑矢	石巻市穀町 1 5－2
10	株式会社 ノースジャパンツアーズ	取締役	きとう よしえ 佐藤 由枝	石巻市蛇田字下谷地 5 2
11	女川町商工会	経営指導員 副参事	えんどう ただはる 遠藤 忠晴	女川町女川 2 丁目 6 5－2
12	株式会社ガス&ライフ	エネルギー部 サブマネージャー	なかはら かずひろ 中原 一尋	東松島市矢本字中谷地 8－1

任期：令和 1 0 年度定時評議員会の終結の時まで

一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター事業報告

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

I 事業活動総括

物価上昇や人手不足の常態化などを背景に、石巻広域圏の中小企業を取り巻く経営環境は不透明感が続いており、当サービスセンターの会員事業所においても、退職や廃業に伴う退会が見られ、会員数の増加に影響を及ぼしているほか、各種コストの上昇も継続していることから、引き続き経済動向を注視する必要があります。

事業については、利用人数は概ね前年度並みで推移しており、催物事業では、秋の味覚を楽しむ会は申込人数が伸びず中止となりましたが、割引事業やツアー事業は安定した利用があり、全体として利用状況及び支出額はいずれも前年度と同程度になりました。

会員数については、退職等を主な要因として減少傾向が続いており、今後も同様の傾向が見込まれることから、新規会員の加入促進に向けた取組を継続するとともに、事業ごとの利用状況の差を踏まえ、会員ニーズの把握と需要に応じた事業内容の充実及び効率的な運営に努め、サービスセンターの健全な運営に努めてまいります。

II 事業報告

会員入会状況

	事業所数	会員数
期首	238事業所	2,322人
期末	231事業所	2,266人
増減	△7事業所	△56人

月別入会状況

	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
事業所	入会	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
	退会	1	1	0	0	1	0	1	2	0	1	0	2	9
	増減	△1	0	0	0	△1	0	△1	△1	0	△1	0	△2	△7
会員数	入会	33	12	19	17	7	6	15	14	8	8	7	8	154
	退会	19	42	22	7	14	8	15	12	11	14	5	41	210
	増減	14	△30	△3	10	△7	△2	0	2	△3	△6	2	△33	△56

1 在職中の生活安定に係る事業【定款第4条（1）】

（1）共済給付事業

種別	給付額 (円/件)	給付内訳		備考
		件数	金額(円)	
結婚祝金	20,000円	25件	500,000円	
出産祝金	10,000円	40件	400,000円	
小学校入学祝金	10,000円	42件	420,000円	
中学校入学祝金	10,000円	76件	760,000円	
二十歳の祝金	5,000円	10件	50,000円	
還暦祝金	8,000円	61件	488,000円	
銀婚祝金	10,000円	27件	270,000円	

勤続20年祝金	10,000円	40件	400,000円	
勤続30年祝金	10,000円	34件	340,000円	
会 員 死 亡	疾病死亡65歳未満	100,000円	1件	100,000円
	疾病死亡65歳以上	50,000円	3件	150,000円
	不慮の事故死亡	150,000円	0件	0円
	交通事故死亡	250,000円	0件	0円
配偶者死亡	30,000円	2件	60,000円	
子供死亡	20,000円	0件	0円	
親死亡	10,000円	91件	910,000円	
傷 病 見 舞 金	休業14日以上	5,000円	10件	50,000円
	休業30日以上	10,000円	8件	80,000円
	休業60日以上	15,000円	6件	90,000円
	休業90日以上	20,000円	3件	60,000円
	休業120日以上	30,000円	4件	120,000円
	休業日数変更による差額		0件	0円
障害見舞金		0件	0円	給付額は、全労済協会の判定による
火災見舞金		0件	0円	給付額は、全労済協会の判定による
自然災害見舞金		0件	0円	給付額は、全労済協会の判定による
住宅災害による同居親族の死亡	10,000円	0件	0円	
計		483件	5,248,000円	

(2) 生活資金融資あっせん事業

種別	融資状況	未償還残高	備考
生活資金融資	5件	3,697,354円	預託金700万円

2 健康の維持増進に係る事業【定款第4条(2)】

(1) 健康管理事業

種別	件数	金額(円)	備考
① 人間ドック利用補助	29件	87,000円	日帰り 28 件、泊 0 件、生活・脳ドック 1 件
② インフルエンザ予防接種料補助	427件	427,000円	@ 1,000円 × 427件 (利用64事業所)
計	456件	514,000円	

(2) スポーツ大会等事業

種別	実施日	利用枚数	場所
① ボウリングチケット(8月号)	8/30～9/28	48枚	石巻市(プレナミヤギ)
② アイススケートを楽しもう	12/6～1/12	50枚	石巻市(プレナミヤギ)
③ ボウリングチケット(12月号)	1/10～2/8	89枚	石巻市(プレナミヤギ)
計	3事業	187枚	

(3) 体育施設利用助成事業

種別	利用枚数	備考
① あいプラザ・石巻回数券	77枚	7冊(1冊11枚綴り)

3 老後生活の安定に係る事業及び財産形成に係る事業【定款第4条（3）】

（1）豊かな老後生活のための生涯生活設計の普及

種別	実施日	参加者	場所
① 定年前・後に必要な手続きセミナー	2/28	16名	石巻市かわまち交流センター

以上の他、広報紙において、退職後の豊かな生活を送るため、中退共制度の普及促進を行った。

4 自己啓発及び余暇活動に係る事業【定款第4条（4）】

（1）自己啓発（自主事業）

種 別	実施日	参加者	場所
① 自己啓発講座「多肉植物のガラス器寄せ」	5/11	17名	石巻市総合福祉会館みなと荘
② 料理教室「和洋菓子作り」	7/11	14名	石巻市（キッチンスタジオじゃんぷ）
③ 自己啓発講座「創作陶芸教室」	7/13	16名	石巻市総合福祉会館みなと荘
④ 自己啓発講座「ゆったりヨガ教室」	9/28	8名	石巻市総合福祉会館みなと荘
⑤ 自己啓発講座「クリスマスリース」	11/8	12名	石巻市総合福祉会館みなと荘
⑥ 自己啓発講座「クラフトバッグ作り」	1/18	15名	石巻市総合福祉会館みなと荘
⑦ 自己啓発講座「アーティフィシャルフラワー」	3/22	9名	石巻市総合福祉会館みなと荘
計	7事業	91名	

（2）ツアー事業

種 別	実施日	参加者	場所
① さくらんぼ狩りと広重美術館	6/22	46名	山形
② 桃狩りと東北サファリパーク	9/7	38名	福島
③ 水戸偕楽園と日光東照宮	1/31～2/1	38名	茨城・栃木
計	3事業	122名	

（3）催物事業

種 別	実施日	参加者	場所
① ビアパーティー	7/18	115名	石巻グランドホテル
計	1事業	115名	

（4）割引事業

①割引指定施設及び指定店利用

割引指定施設42施設、割引指定店48施設と契約を締結し会員が割引料金で利用できるよう利便を図った。

②各種チケット等の割引斡旋

事業名	備 考		取扱枚数
① ぐるめチケット	4/26～5/25	石巻市(竹乃浦 飛翔閣174枚、すき焼き 石川52枚) 女川町(兼宮商店 海鮮浜焼き24枚)	250枚
② パンチケット	4/26～5/25	石巻市(MALLOW Boulangerie243枚) 東松島市(TARO BAKERY135枚)	378枚
③ 石巻でいちご直売	5/1～6/1	石巻市(いちごランド石巻)	599枚
④ たけのこ掘りチケット	5/7～31	石巻市(あかま里山農園)	82枚
⑤ ブルーベリー狩り	6/21～7/21	石巻市(あかま里山農園)	49枚
⑥ 女川産殻付き牡蠣	6/28	女川町(兼宮商店)	64枚
⑦ うなぎで夏バテ解消	7/17～8/5	石巻市(杉山商店)	318枚

⑧ お花チケット（6月号）	8/6～24	石巻市（おちあい生花156枚、花のササキ54枚） 女川町（ふらわ～しよっぶ花友13枚）	223枚
⑨ ぐるめチケット（8月号）	8/30～9/28	石巻市（北園81枚、ショコレア66枚、 SOZAIYA 味六亭51枚）	198枚
⑩ 仙台うみの杜水族館	9/1～30	仙台市（仙台うみの杜水族館）	115枚
⑪ 甘くて美味しい梨狩り	9/6～29	利府町（利府の丘果樹園）	83枚
⑫ 東北マルシェ	10/1～15	東北地方（胆江3枚、仙台16枚、秋田5枚、 横手7枚）	31枚
⑬ スイーツチケット	11/1～30	石巻市（Chez Setta）	154枚
⑭ はらこ飯を食べよう	11/1～30	石巻市（湖月亭）	248枚
⑮ 東松島物産品セット	11/10～24	東松島市（東松島観光物産公社）	127枚
⑯ リラックスチケット	12/27～1/25	石巻市（ふたごの湯133枚、元気の湯84枚） 東松島市（ゆぶと4枚） 女川町（ゆぼっぼ19枚）	240枚
⑰ ぐるめチケット（12月号）	1/10～2/8	石巻市（廻鮮丸156枚、ご馳や140枚、 猛烈食堂 また来て屋47枚）	343枚
⑱ 石巻物産品セット	1/13～25	石巻市（道の駅上品の郷）	173枚
⑲ 旬味旬彩物語	1/17	石巻市（株式会社スイシン）	361枚
⑳ スイーツチケット（2月号）	2/28～3/22	石巻市（フロレスタ）	234枚
㉑ 焼肉を食べよう	2/28～3/22	石巻市（炭火烧肉 牛仁 石巻蛇田店52枚 炭火烧肉 牛吉77枚、牛角 石巻店150枚）	279枚
㉒ お花チケット（2月号）	3/4～3/22	石巻市（おちあい生花130枚、Please107枚） 女川町（ふらわ～しよっぶ花友6枚）	243枚
㉓ 十三浜の新わかめセット	3/15	石巻市（石巻市かわまち交流センター）	282枚
㉔ 各種コンサート・演劇等	1 MISIA 2 キャッツ（第1期） 3 来生たかお Stand Alone 2025 4 特別展「世界遺産 縄文」 5 立川談春 独演会2025 6 ミュージカル「屋根の上のヴァイオリン弾き」 7 ベルリンフィル 12人のチェリストたち 8 児玉隼人 トランペットリサイタルツアー2025 9 サンリオキャラクターズファミリーミュージカル Song Of Life 10 キャッツ（第2期） 11 俺たちの旅 スペシャルコンサート 12 ディズニー・オン・クラシック 13 氷川きよし Concert Tour 2025 14 特別展 徳川十五代目将軍展 15 大パルコ人⑤オカタイロックオペラ 16 小林愛実 ピアノ・リサイタル 17 ザ・ニューズペーパー in仙台	21枚 16枚 2枚 19枚 2枚 4枚 2枚 1枚 4枚 12枚 4枚 2枚 4枚 17枚 8枚 2枚 2枚	122枚
㉕ スキー場リフト券（前売券）	1 オニコウベスキー場 2 みやぎ蔵王えぼしリゾート 3 黒伏高原スノーパークジャングルジャングル 4 夏油高原スキー場	5枚 31枚 8枚 2枚	46枚

②⑥ 東京ディズニーリゾート利用券	東京ディズニーリゾート入園料等補助券	154枚
②⑦ 映画割引券	イオンシネマ石巻（映画観賞割引券）	665枚
②⑧ 指定保養施設宿泊補助券	休暇村	4枚
計		6,065枚

③推奨旅行あっせん

旅行社の企画ツアーに対し補助制度を設けたが、利用はなかった。

④宿泊あっせん

推奨旅行あっせん利用以外の宿泊施設利用者に対して補助を行った結果、13名の利用があった。

⑤その他斡旋事業

事業名	実施月
・サービスセンター共済 ・ J C M 車買取のご案内	通年実施
・家庭常備薬の斡旋のご案内	6月
・丸大お中元・お歳暮ギフトのご案内	6月・12月
・ユニオンサービス カレーフェスタ2025・ボディケアグッズ 日本全国ラーメン紀行・日本うまい麺祭り	6月・8月・10月 12月・2月

5 その他法人の目的を達成するために必要な事業【定款第4条（6）】

（1）加入促進事業及び情報提供事業

①会報紙「Iワークサポートニュース」の発行及び配付

- ・令和7年 4月1日発行 「Iワークサポートニュース」 No.157 3,100部
- ・令和7年 6月1日発行 「Iワークサポートニュース」 No.158 3,100部
- ・令和7年 8月1日発行 「Iワークサポートニュース」 No.159 3,100部
- ・令和7年10月1日発行 「Iワークサポートニュース」 No.160 3,100部
- ・令和7年12月1日発行 「Iワークサポートニュース」 No.161 3,100部
- ・令和8年 2月1日発行 「Iワークサポートニュース」 No.162 3,100部

②「ガイドブック2025」の発行及び配付

- ・令和7年 4月1日発行 3,200部

③石巻コミュニティ放送（ラジオ石巻）

メディアを通じ会員及び石巻広域圏の一般の方々に最新の実施事業等の情報を提供するなど、当法人が行っている事業内容や加入方法の周知を図った。

④ホームページ

インターネットを通じ会員及び石巻広域圏の一般の方々に最新の実施事業等の情報を提供するとともに、参加したい事業への申込みをホームページからもできるようにするなど、広報機能の充実に努めた。

⑤会員紹介報奨金制度

会員が増えることで、さらに充実した福利厚生事業が提供できることから、未加入事業所を紹介した会員に報奨金を支給する制度を実施した。

(2) 会議等開催状況

期 日	会 議	件 名
令和7年 5月8日	令和7年度定期監査	・ 令和6年度事業報告及び計算関係書類 (令和6年4月1日～令和7年3月31日) 以上の監査結果について承認
令和7年 5月26日	令和7年度第1回定時理事会	・ 令和6年度事業報告及び決算に関する件 ・ 令和7年度定時評議員会の招集に関する件 以上の議案について承認
令和7年 6月13日	令和7年度定時評議員会	・ 令和6年度事業報告及び決算に関する件 ・ 監事の補充選任に関する件 以上の議案について承認
令和8年 1月21日	令和7年度第2回定時理事会	・ 令和8年度事業計画及び収支予算に関する件 ・ 事務局長の承認に関する件 ・ 令和7年度臨時評議員会の招集に関する件 以上の議案について承認
令和8年 2月13日	令和7年度臨時評議員会	・ 令和8年度事業計画及び収支予算に関する件 ・ 評議員の補充選任に関する件 以上の議案について承認

(3) 事務局職員の資質の向上及び新公益法人制度改革に対応する研修等

開 催 月	会 議 ・ 研 修 等 名
6月	全福センター「第1回東北ブロック協議会」
7月	全福センター「業務運営研修会」(オンライン開催)
10月	全福センター 東北ブロック協議会「実務担当者研修会」
3月	全福センター「第2回東北ブロック協議会」

事業報告の附属明細書類

令和7年事業報告には、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第34条第3項に規定される事業内容を補足すべき重要な事項はないので、附属明細書の作成はない。

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	決算額	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
特定資産運用益	[33,340]	[3,269]	[30,071]
特定資産受取利息	33,340	3,269	30,071
受取入会金	[75,500]	[85,500]	[△ 10,000]
受取入会金	75,500	85,500	△ 10,000
受取会費	[19,477,500]	[20,626,200]	[△ 1,148,700]
正会員受取会費	19,477,500	20,626,200	△ 1,148,700
事業収益	[7,144,875]	[7,615,839]	[△ 470,964]
生活安定事業収益	(5,782,075)	(6,505,139)	(△ 723,064)
還元金収益	534,075	1,021,139	△ 487,064
共済金収益	5,248,000	5,484,000	△ 236,000
健康維持増進事業収益	(31,500)	(22,500)	(9,000)
利用者負担金収益	31,500	22,500	9,000
自己啓発・余暇活動事業収益	(1,331,300)	(1,088,200)	(243,100)
自己啓発事業参加者負担金収益	87,800	113,600	△ 25,800
割引事業参加者負担金収益	1,243,500	974,600	268,900
受取補助金等	[15,000,000]	[15,000,000]	[0]
受取地方公共団体等補助金	15,000,000	15,000,000	0
雑収益	[776,932]	[638,757]	[138,175]
雑収益	(776,932)	(638,757)	(138,175)
受取利息	1,136	268	868
雑収益	775,796	638,489	137,307
経常収益計	42,508,147	43,969,565	△ 1,461,418
(2) 経常費用			
事業費	[30,135,097]	[30,557,843]	[△ 422,746]
在職中の生活安定事業費	(12,690,583)	(13,370,177)	(△ 679,594)
共済給付事業費	12,663,292	13,335,328	△ 672,036
生活資金融資斡旋事業費	23,991	27,393	△ 3,402
通信運搬費	3,300	7,456	△ 4,156
健康維持増進事業費	(676,476)	(674,576)	(1,900)
健康管理事業費	514,000	545,000	△ 31,000
スポーツ大会等運営費	114,576	94,376	20,200
体育施設利用事業費	38,500	27,500	11,000
通信運搬費	9,400	7,700	1,700
老後生活安定事業費	(28,314)	(0)	(28,314)
老後生活安定事業費	28,314	0	28,314
自己啓発・余暇活動事業費	(5,873,092)	(5,848,194)	(24,898)
自己啓発活動補助事業費	246,640	324,430	△ 77,790
ツアー事業費	568,950	732,164	△ 163,214
催物事業費	430,869	835,649	△ 404,780
割引指定店等事業費	4,495,727	3,800,714	695,013
通信運搬費	130,906	155,237	△ 24,331
人件費	(8,185,706)	(7,977,515)	(208,191)
給料手当	6,801,927	6,670,421	131,506
退職給付費用	78,110	123,068	△ 44,958
福利厚生費	1,057,629	1,007,986	49,643
中退金掛金	248,040	176,040	72,000
運営費	(2,593,804)	(2,598,921)	(△ 5,117)
印刷製本費	2,067,340	2,067,340	0
通信運搬費	522,464	531,581	△ 9,117
報奨費	4,000	0	4,000
その他の事業費	(87,122)	(88,460)	(△ 1,338)
振込手数料	21,122	22,460	△ 1,338
その他の経費	66,000	66,000	0
管理費	[12,879,254]	[12,853,429]	[25,825]
人件費	(8,374,507)	(7,823,701)	(550,806)
役員等費用弁償	69,000	69,000	0
給料手当	7,060,781	6,621,945	438,836
退職給付費用	37,000	16,600	20,400

福利厚生費	1,103,686	1,020,156	83,530
中退金掛金	104,040	96,000	8,040
運営費	(4,504,747)	(5,029,728)	(△ 524,981)
旅費交通費	10,320	50,340	△ 40,020
通信運搬費	113,480	113,644	△ 164
減価償却費	314,747	485,686	△ 170,939
消耗什器備品費	0	364,100	△ 364,100
消耗品費	202,471	137,517	64,954
修繕費	38,940	0	38,940
賃借料	2,324,196	2,350,596	△ 26,400
使用料	554,575	554,782	△ 207
手数料	190,665	165,655	25,010
保険料	126,865	108,387	18,478
燃料費	52,635	58,486	△ 5,851
光熱水費	222,946	226,713	△ 3,767
諸謝金	37,164	45,908	△ 8,744
会議費	4,301	3,904	397
租税公課	175,442	135,610	39,832
負担金	136,000	136,000	0
委託料	0	92,400	△ 92,400
経常費用計	43,014,351	43,411,272	△ 396,921
当期経常増減額	△ 506,204	558,293	△ 1,064,497
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△ 506,204	558,293	△ 1,064,497
一般正味財産期首残高	33,818,213	33,259,920	558,293
一般正味財産期末残高	33,312,009	33,818,213	△ 506,204
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	30,000,000	30,000,000	0
指定正味財産期末残高	30,000,000	30,000,000	0
III 正味財産期末残高	63,312,009	63,818,213	△ 506,204

貸 借 対 照 表

令和8年3月31日現在

(令和7年度)

(単位：円)

科 目	当 年 度	前 年 度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	16,313,187	16,479,007	△ 165,820
未収金	289,800	180,200	109,600
前払金	163,743	194,548	△ 30,805
立替金	0	11,181	△ 11,181
流動資産合計	16,766,730	16,864,936	△ 98,206
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
積立預金	48,662,944	48,547,834	115,110
特定資産合計	48,662,944	48,547,834	115,110
(2) その他の固定資産			
車両運搬具	949,050	949,050	0
什器備品	162,800	162,800	0
減価償却累計額	△ 1,111,848	△ 1,111,848	0
ソフトウェア	0	314,747	△ 314,747
電話加入権	4,000	4,000	0
その他固定資産合計	4,002	318,749	△ 314,747
固定資産合計	48,666,946	48,866,583	△ 199,637
資産合計	65,433,676	65,731,519	△ 297,843
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	764,047	655,754	108,293
預り金	25,067	0	25,067
賞与引当金	726,336	766,445	△ 40,109
流動負債合計	1,515,450	1,422,199	93,251
2. 固定負債			
退職給付引当金	606,217	491,107	115,110
固定負債合計	606,217	491,107	115,110
負債合計	2,121,667	1,913,306	208,361
III 正味財産の部			
1. 指定正味財産			
指定正味財産合計	30,000,000	30,000,000	0
(うち特定資産への充当額)	(30,000,000)	(30,000,000)	(0)
2. 一般正味財産			
一般正味財産合計	33,312,009	33,818,213	△ 506,204
(うち特定資産への充当額)	(18,056,727)	(18,056,727)	(0)
正味財産合計	63,312,009	63,818,213	△ 506,204
負債及び正味財産合計	65,433,676	65,731,519	△ 297,843

キャッシュ・フロー計算書

令和 7年 4月 1日から令和 8年 3月31日まで

一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター
一般会計

直接法
(単位: 円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 事業活動によるキャッシュ・フロー			
1. 事業活動収入			
特定資産運用収入	33,340	3,269	30,071
入会金収入	71,500	81,500	△ 10,000
会費収入	19,474,700	20,622,000	△ 1,147,300
事業収入	6,861,875	7,443,839	△ 581,964
補助金等収入	15,000,000	15,000,000	0
雑収入	776,932	638,757	138,175
その他の事業活動収入	236,402	24,761	211,641
事業活動収入計	42,454,749	43,814,126	△ 1,359,377
2. 事業活動支出			
事業費支出	13,493,418	13,443,911	49,507
管理費支出	8,973,481	8,368,622	604,859
その他の事業活動支出	20,038,560	21,004,190	△ 965,630
事業活動支出計	42,505,459	42,816,723	△ 311,264
事業活動によるキャッシュ・フロー	△ 50,710	997,403	△ 1,048,113
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
1. 投資活動収入			
投資活動収入計	0	0	0
2. 投資活動支出			
特定資産取得支出	115,110	139,668	△ 24,558
投資活動支出計	115,110	139,668	△ 24,558
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 115,110	△ 139,668	24,558
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
1. 財務活動収入			
財務活動収入計	0	0	0
2. 財務活動支出			
財務活動支出計	0	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	0	0	0
V 現金及び現金同等物の増減額	△ 165,820	857,735	△ 1,023,555
VI 現金及び現金同等物の期首残高	16,479,007	15,621,272	857,735
VII 現金及び現金同等物の期末残高	16,313,187	16,479,007	△ 165,820

財産目録

令和8年3月31日現在
(令和7年度)

(単位：円)

科 目	金 額		
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	16,313,187		
現金	0		
普通預金	16,313,187		
七十七銀行石巻支店	15,811,092		
東北労働金庫石巻支店	499,181		
仙台銀行石巻支店	2,914		
未収金	289,800		
未収入会金	4,000		
未収会費	2,800		
その他の未収金	283,000		
前払金	163,743		
流動資産合計		16,766,730	
2. 固定資産			
(1) 特定資産			
積立預金	48,662,944		
生活資金預託資産	7,000,000		
退職給付引当資産	606,217		
自立化基金積立資産	11,056,727		
事業運営積立資産	30,000,000		
特定資産合計	48,662,944		
(2) その他固定資産			
車両運搬具	949,050		
什器備品	162,800		
減価償却累計額	△ 1,111,848		
車両運搬具	△ 949,049		
什器備品	△ 162,799		
電話加入権	4,000		
その他固定資産合計	4,002		
固定資産合計		48,666,946	
資産合計			65,433,676
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	764,047		
預り金	25,067		
賞与引当金	726,336		
流動負債合計		1,515,450	
2. 固定負債			
退職給付引当金	606,217		
固定負債合計		606,217	
負債合計			2,121,667
正 味 財 産			63,312,009

財務諸表に対する注記

1. 重要な会計方針

(1) 資金の範囲について

資金の範囲は現金・預金、未収金、前払金、未払金、預り金等とし、前期末及び当期末残高は下記4に記載するとおり。

(2) 消費税等の取り扱いについて

消費税等は税込み方式によって処理している。

(3) 固定資産の減価償却の方法について

固定資産について、車両運搬具及び什器備品については間接法の定額法、ソフトウェアについては直接法の定額法をそれぞれ採用しており、固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、下記5に記載するとおり。

(4) 引当金の計上基準

〔退職給付引当金〕

職員の当期末における退職給付債務に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上している。

また、中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」）と退職金共済契約を締結しているため、中退共からの支給額を差引いた額を計上している。

なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計上している。

〔賞与引当金〕

職員に対する賞与支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上している。

2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	前 期 末 残 高	当 期 増 加 額	当 期 減 少 額	当 期 末 残 高
基本財産	0	0	0	0
小 計	0	0	0	0
特定資産				
1 生活資金預託資産	7,000,000	0	0	7,000,000
2 退職給付引当資産	491,107	115,110	0	606,217
3 自立化基金積立資産	11,056,727	0	0	11,056,727
4 事業運営積立資産	30,000,000	0	0	30,000,000
小 計	48,547,834	115,110	0	48,662,944
合 計	48,547,834	115,110	0	48,662,944

3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりである。

(単位:円)

科 目	当 期 末 残 高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に対応する額)
基本財産	0	(0)	(0)	(0)
小 計	0	(0)	(0)	(0)
特定資産				
1 生活資金預託資産	7,000,000	(0)	(7,000,000)	(0)
2 退職給付引当資産	606,217	(0)	(0)	(606,217)
3 自立化基金積立資産	11,056,727	(0)	(11,056,727)	(0)
4 事業運営積立資産	30,000,000	(30,000,000)	(0)	(0)
小 計	48,662,944	(30,000,000)	(18,056,727)	(606,217)
合 計	48,662,944	(30,000,000)	(18,056,727)	(606,217)

4. 次期繰越収支差額

(単位:円)

	前 期 末 残 高	当 期 末 残 高
次期繰越収支差額	16,209,182	15,977,616

5. 固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

(間接法)

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
車両運搬具	949,050	949,049	1
什器備品	162,800	162,799	1
合 計	1,111,850	1,111,848	2

(直接法)

(単位:円)

科 目	取得価額	減価償却累計額	当期末残高
ソフトウェア(会員管理)	2,360,600	2,360,600	0
合 計	2,360,600	2,360,600	0

附属明細書

1 基本財産及び特定資産の明細

財務諸表に対する注記「2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高」に記載しているため、内容の記載を省略する。

2 引当金の明細書

(単位：円)

科目	期首残高	当期増加額	当期減少額		当期末残高
			目的使用	その他	
退職給付引当金	491, 107	115, 110	0	0	606, 217
賞与引当金	766, 445	726, 336	766, 445	0	726, 336

監査報告書

令和8年5月8日

一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター

代表理事 齋藤正美 殿

監事

鈴木公美



監事

佐藤恵里子



一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンターの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの令和7年度に係る理事の職務の執行、事業報告及び計算関係書類に関して監査を行いましたので、本監査報告を作成し、以下のとおり報告いたします。

1 監査の方法及びその内容

理事会等の重要な会議に出席し、理事及び職員からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、法人事務所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料や預金証書等の調査を行い、当該事業年度に係る計算関係書類（収支計算書、貸借対照表、正味財産増減計算書、財務諸表に対する注記及びこれらの附属明細書）について検討いたしました。

2 監査の結果

(1) 事業報告等の監査

事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。

また、理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する事実はありません。

(2) 計算関係書類の監査

計算関係書類は、法人の財産及び損益の状況を適正に表示しているものと認めます。

令和8年度 一般財団法人石巻地区勤労者福祉サービスセンター事業計画書

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位:千円)

事業内容	収	入	支	出	備考
1 在職中の生活安定に係る事業 (1) 共済給付事業 会員の相互扶助と連帯を深め、不時の場合や祝い事等に対して共済給付を行う。 ・給付内訳	給付金額 (円)	見込件数 (件)			
結婚	20,000	25			
出産	10,000	40			
会員の小学校入学	10,000	50			
会員の中学校入学	10,000	75			
結婚	10,000	50			
二十歳	5,000	10			
還暦	8,000	60			
勤続20年	10,000	65			
勤続30年	10,000	35			
会員死亡					
疾病死亡	100,000	1			
疾病死亡	50,000	1			
事故死亡	150,000	1			
交通事故死亡	250,000	1			
配偶者死亡	30,000	3			
子供死亡	20,000	2			
親死亡	10,000	90			
住宅災害による同居家族の死亡	10,000	1			
傷病見舞金					
休業14日以上	5,000	12			
休業30日以上	10,000	12			
休業60日以上	15,000	4			
休業90日以上	20,000	5			
休業120日以上	30,000	10			
障害見舞金					
6,000～250,000	6,000	1			
250,000～300,000	6,000	1			
自然災害	9,000～90,000	10			
(2) 生活資金融資あっせん事業 貸出限度額 300万円 利率 1.5～3.25% 目的：医療、出産、冠婚葬祭、教育等					
(3) 通信運搬費					
	8,050				
・還元金(全労済より) ・共済掛金割戻し金	[8,050] (1,000) 1,000				
・共済金(全労済より)	(7,050) (千円)				
結婚	500				
出産	400				
会員の小学校入学	500				
会員の中学校入学	750				
結婚	500				
二十歳	50				
還暦	480				
勤続20年	650				
勤続30年	350				
会員死亡					
疾病死亡	100				
疾病死亡	50				
事故死亡	150				
交通事故死亡	250				
配偶者死亡	90				
子供死亡	40				
親死亡	900				
住宅災害による同居家族の死亡	10				
傷病見舞金					
休業14日以上	60				
休業30日以上	120				
休業60日以上	60				
休業90日以上	100				
休業120日以上	300				
障害見舞金					
6,000～250,000	250				
250,000～300,000	300				
自然災害	90				
・センターが利率0.5%相当の利子を助成 1件あたりの利子助成 @10,000×10件=	[0]				
・通信運搬費	[0]				
	15,844				
・共済掛金(全福共済へ) 会員 2,700人 × @268円 × 12ヶ月 =	[15,734] (8,684) 8,684				
・給付金額総額(会員へ)	(7,050) (千円)				
結婚	20,000×25=				
出産	10,000×40=				
会員の小学校入学	10,000×50=				
会員の中学校入学	10,000×75=				
結婚	10,000×50=				
二十歳	5,000×10=				
還暦	8,000×60=				
勤続20年	10,000×65=				
勤続30年	10,000×35=				
会員死亡					
疾病死亡	100,000×1=				
疾病死亡	50,000×1=				
事故死亡	150,000×1=				
交通事故死亡	250,000×1=				
配偶者死亡	30,000×3=				
子供死亡	20,000×2=				
親死亡	10,000×90=				
住宅災害による同居家族の死亡	10,000×1=				
傷病見舞金					
休業14日以上	5,000×12=				
休業30日以上	10,000×12=				
休業60日以上	15,000×4=				
休業90日以上	20,000×5=				
休業120日以上	30,000×10=				
障害見舞金					
6,000～250,000	6,000×1=				
250,000～300,000	6,000×1=				
自然災害	9,000×10=				
・センターが利率0.5%相当の利子を助成 1件あたりの利子助成 @10,000×10件=	[100] 100				
・通信運搬費	[10] 10				

勤続1年以上、在会6月以上
貸付翌月～180月以内元利均等払

事業内容	収入	支出	備考
2 健康の維持増進に係る事業 (1) 健康管理事業 ① 人間ドック利用補助事業 個人負担で人間ドックを利用した場合に補助を行う。 1人年度内1回 ② インフルエンザ予防接種補助事業 個人負担でインフルエンザ予防接種をした場合に補助を行う。 1人年度内1回 ③ 健康維持増進普及活動の実施 時期 2月 場所 会員事業所の全会員 人員 会員 対象 会員 広報 会報、通知 (2) スポーツ大会等事業 ① ボウリングチケット 時期 5月・1月 場所 石巻市内 人員 各100名 対象 会員・家族 広報 会報 ② アイススケートを楽しむ 時期 12月～1月 場所 石巻市内 人員 100名 対象 会員・家族 広報 会報 (3) 体育施設利用助成事業 健康増進のため体育施設の利用について情報を提供し、利用料金の一部を助成する。 ① 利用補助 1 対象施設 あいづラザ・石巻 (トレーニングルーム・温水プール) 対象 会員 (4) 通信運搬費 3 老後の生活安定に係る事業 (1) 豊かな老後生活のための生涯生活設計の普及 退職後の豊かな生活を送るため、普及促進を実施する。 ① 老後のためのセミナー 時期 3月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族、一般 広報 会報	120 [0] 0 0 0 0 [0] 0 0 [120] 120 [0] 0 0	1,095 [750] (150) 150 (600) 600 (0) 0 [170] (120) 120 (50) 50 [165] (165) 165 [10] 10 27 [27] 15 12	・人間ドック利用補助 @ 3,000 × 50名 = ・インフルエンザ予防接種補助 @ 1,000 × 600名 = ・普及促進に係る事業 ・会報紙での普及促進及び資料配付 @ 600 × 100名 × 2回 = @ 500 × 100名 = ・利用回数券購入代金 @ 5,500 × 30セット = ・通信運搬費 @ 1,000 × 15名 = 講師料等 @ 11,250 × 1名 =

事業内容	収入	支出	備考
4 自己啓発・余暇活動に係る事業 (1)自己啓発 余暇時間を有意義に過ごすために行う。	1,868	7,545	
[163] ① 季節の寄せ植え 時期 5月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,200 × 15名 = 18	@ 2,400 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 = 12	7,545 [464] (48) 36 12
② 夏野菜の料理教室 時期 6月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 800 × 15名 = 12	@ 1,800 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 = 12	(36) 24 12
③ 創作陶芸教室 時期 7月の日曜日 場所 石巻市内 人員 30名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,200 × 30名 = 36	@ 2,400 × 30名 = 講師料・施設使用料等 @ 12,750 × 2名 = 26	(98) 72 26
④ 旬の魚料理教室 時期 9月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,100 × 15名 = 16	@ 2,200 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 = 12	(45) 33 12
⑤ ヨガ教室 時期 9月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 0 × 15名 = 0	@ 150 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 = 12	(15) 3 12
⑥ クラフトデュープ 時期 11月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,000 × 15名 = 15	@ 2,000 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 = 12	(42) 30 12
⑦ 木の実のリース作り 時期 11月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,000 × 15名 = 15	@ 2,000 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 = 12	(42) 30 12
⑧ バレンタイン料理 時期 2月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,000 × 15名 = 15	@ 2,000 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 = 12	(42) 30 12

事業内容	収	入	支	出	備考
③ ハーバリアム 時期 3月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,200 × 15名 =	18	@ 2,400 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 =	(48) 36 12	
⑩ 魚のおもしろ方講座 時期 3月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	・参加者負担金 @ 1,200 × 15名 =	18	@ 2,400 × 15名 = 講師料・施設使用料等 @ 11,250 × 1名 =	(48) 36 12	
(2) ツアー事業 心身のリフレッシュのため、職場単位や家族そろって楽しい 余暇を過ごす。		[0]		[841]	
① さくらんぼ狩り(日帰り) 時期 6月の日曜日 場所 山形県 人員 40名 対象 会員・家族・一般 広報 会報		0	・会員補助 @ 3,500 × 30名 = ・登録家族補助 @ 2,500 × 10名 =	(130) 105 25	
② もも狩り(日帰り) 時期 9月の日曜日 場所 福島県 人員 40名 対象 会員・家族・一般 広報 会報		0	・会員補助 @ 3,500 × 30名 = ・登録家族補助 @ 2,500 × 10名 =	(130) 105 25	
③ サファリア牧場(日帰り) 時期 11月の日曜日 場所 岩手県 人員 40名 対象 会員・家族・一般 広報 会報		0	・会員補助 @ 3,500 × 30名 = ・登録家族補助 @ 2,500 × 10名 =	(130) 105 25	
④ 東京プリーツアー(1泊2日) 時期 1月の土・日曜日 場所 東京都 人員 40名 対象 会員・家族・一般 広報 会報		0	・会員補助 @ 8,000 × 30名 = ・登録家族補助 @ 7,000 × 10名 =	(310) 240 70	
⑤ 県南名所巡り(日帰り) 時期 3月の日曜日 場所 宮城県 人員 40名 対象 会員・家族・一般 広報 会報		0	・会員補助 @ 3,500 × 30名 = ・登録家族補助 @ 2,500 × 10名 =	(130) 105 25	
⑥ ツアーに係る旅費	・旅費交通費 @ 2,200 × 5日 =			(11) 11	・全日当@2,200(県外)

事 業 内 容	収 入	支 出	備 考
(3) 催物事業 ① 納涼ビアパーティー 時期 7月の平日 場所 石巻市内 人員 200名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	[0] 0	・会員補助 @ 4,000 × 170名 = ・登録家族補助 @ 3,000 × 30名 =	[770] (770) 680 90
(4) 割引事業 割引指定店及び施設利用・購入補助(チケット制)	[1,705] 0	@ 300 × 600名 =	[5,270] (180) 180
① 石巻でいちご直売 時期 5月 場所 石巻市内 人員 600名 対象 会員 広報 会報	0	@ 500 × 100名 =	(50) 50
② たけのご掘りチケット 時期 5月 場所 石巻市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0	@ 500 × 300名 × 3回 =	(450) 450
③ ぐるめチケット 時期 5月・9月・11月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人員 各300名 対象 会員 広報 会報	0	@ 500 × 300名 × 2回 =	(300) 300
④ お花チケット 時期 8月・3月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人員 各300名 対象 会員 広報 会報	0	@ 350 × 100名 =	(35) 35
⑤ プルオーバーパーティー 時期 7月 場所 石巻市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0		

事業内容	収	入	支	出	備考
⑥ うなぎで夏バテ解消 時期 7月～8月 場所 石巻市内 人員 400名 対象 会員 広報 会報	0		@ 500 × 400名 =	(200) 200	
⑦ 女川海産物 時期 7月 場所 女川町 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0		@ 1,000 × 100名 =	(100) 100	
⑧ 仙台・うみの杜水族館 時期 9月 場所 仙台市内 人員 200名 対象 会員 広報 会報	0		@ 500 × 200名 =	(100) 100	
⑨ スイーツチケット 時期 9月・3月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人員 各300名 対象 会員 広報 会報	0		@ 300 × 300名 × 2回 =	(180) 180	
⑩ ベっごうじみ 時期 9月 場所 石巻市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報	0		@ 500 × 100名 =	(50) 50	
⑪ パンチチケット 時期 11月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人員 300名 対象 会員 広報 会報	0		@ 200 × 300名 =	(60) 60	
⑫ はらこ飯を食べよう 時期 11月 場所 石巻市内・東松島市内 人員 300名 対象 会員 広報 会報	0		@ 500 × 300名 =	(150) 150	
⑬ 旬味旬彩物語 時期 1月 場所 石巻市内 人員 200名 対象 会員 広報 会報	0		@ 1,200 × 200名 =	(240) 240	

事業内容	収	入	支	出	備考
⑭ 東松島特産品セット 時期 1月 場所 東松島市内 人員 100名 対象 会員 広報 会報		0	@ 1,000 × 100名 =	(100) 100	
⑮ 忘年会・新年会チケット 時期 12月・1月 場所 石巻市内 人員 200名 対象 会員 広報 会報		0	@ 1,000 × 200名 =	(200) 200	
⑯ リラックスチケット 時期 1月 場所 石巻市内・東松島市内・女川町内 人員 400名 対象 会員 広報 会報		0	@ 300 × 400名 =	(120) 120	
⑰ 焼肉を食べよう 時期 3月 場所 石巻市内 人員 300名 対象 会員 広報 会報		0	@ 500 × 300名 =	(150) 150	
⑱ 十三浜のわかめセット 時期 3月 場所 石巻市内 人員 150名 対象 会員 広報 会報		0	@ 1,000 × 150名 =	(150) 150	
⑲ コンサートチケット等あっせん	・会員負担金 @ 6,000 × 200名 =	(1,200) 1,200	・コンサートチケット購入代 @ 6,700 × 200名 =	(1,340) 1,340	
⑳ レジャー施設利用補助		0	・利用補助金 デイズニースポーツ 映画館 @ 1,000 × 200名 = @ 300 × 800名 =	(440) 200 240	
㉑ 指定保養施設宿泊補助		0	・宿泊助成 @ 1,000 × 15名 =	(15) 15	
㉒ スキーリフト前売券あっせん	・会員負担金 @ 3,500 × 30枚 = ・一般負担金 @ 4,000 × 100枚 =	(505) 105 400	・スキーリフト前売券購入代 @ 4,000 × 130枚 =	(520) 520	

事業内容	収	入	支	出	備考
②③ 推奨旅行あっせん ②④ 宿泊施設あっせん (5) 通信運搬費	0		・センター推奨旅行助成 会員 @ 2,000 × 20名 = (50) 家族 @ 1,000 × 10名 = 40 10 ・宿泊施設旅行助成 会員 @ 1,000 × 80名 = (90) 家族 @ 1,000 × 10名 = 80 10 ・通信運搬費 [200] 200		
5 財産形成に係る事業 (1) 豊かな生活を送るための事業の普及 財産形成に係る普及促進を実施する。 ① 財産形成セミナー 時期 7月の日曜日 場所 石巻市内 人員 15名 対象 会員・家族・一般 広報 会報	0		・普及促進に係る事業 @ 1,000 × 15名 = (27) 講師料等 15 @ 11,250 × 1名 = 12		
6 その他の事業 (1) 事業参加費等の振込手数料 (2) その他の経費	0		・郵便振替手数料 115 ・ラジオ石巻放送料 1ヶ月 @ 5,500 × 12ヶ月 = [49] (49) [66] (66)		